

令和8年度 総合評価落札方式【工事】 評価項目等の見直し概要 (青森県県土整備部 令和8年7月改訂)

令和8年7月1日以降入札公告を行う工事から、総合評価落札方式に関する運用ガイドライン（運用の手引き）について、下記のとおり一部見直しを行い、より一層の受注機会の拡大と、インフラ関連施設の維持を図ります。

受注機会の拡大

(1) 「施工実績」と「優良工事表彰」の配点の見直し

配点の大きい「施工実績の有無」及び「優良工事表彰等の有無」について、より多くの企業に受注機会が広がるように配点を見直し、より一層の受注機会の確保を図ります。

①簡易型Ⅱ（基本型）

評価項目	現 状	見直し後
施工実績の有無 (企業+技術者)	4.0点 (2.0+2.0)	2.0点 (1.0+1.0)
優良工事表彰等の有無 (企業+技術者)	2.0点 (1.0+1.0)	1.0点 (0.5+0.5)
合計	6.0点	3.0点

②簡易型Ⅱ（若手等チャレンジ型）

評価項目	現 状	見直し後
施工実績の有無（企業）	4.0点	2.0点
優良工事表彰等の有無（企業）	1.0点	0.5点
合計	5.0点	2.5点

※施工実績の少ない企業にも受注機会が拡大

インフラ関連施設の維持

(2) アスファルトプラントの保有を評価項目に追加【全ての型式】

インフラ整備に重要な施設となるアスファルトプラントを保有（共同保有）、またはアスファルトプラントへ出資している企業、共同企業体として参画している企業を舗装工事において新たに加点し、継続的なプラントの維持・運営をサポートします。